

## サービス利用料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

但し、保険料滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合には介護保険制度にて下記の定められた金額をいただきます。当事業所からサービス提供証明書を発行いたしますので市町村の窓口に出しますと全額返還を受けられます。

### 居宅介護支援費

サービス内容	要介護度	利用料
居宅介護支援費 I 取扱件数44件未満	要介護 1・2	12,076円/1ヶ月
	要介護 3・4・5	15,690円/1ヶ月

### 次の算定要件を満たした場合

その他、加算	算定項目	利用料
特定事業所加算 I	1月につき	5,771円
特定事業所加算 II	1月につき	4,681円
特定事業所加算 III	1月につき	3,591円
初回加算	1月につき	3,336円
入院時情報連携加算 I	1月につき(月1回限度)	2,780円
入院時情報連携加算 II	1月につき(月1回限度)	2,224円
退院退所加算 カンファレンス参加 無	連携1回につき	5,004円
〃	連携2回につき	6,672円
退院退所加算 カンファレンス参加 有	連携1回につき	6,672円
〃	連携2回につき	8,340円
〃	連携3回につき	10,008円
通院時情報連携加算	1月につき(月1回限度)	556円
委託連携加算	1月につき	3,336円
緊急時カンファレンス加算	月2回限度	2,224円
ターミナルケアマネジメント加算	2日以上訪問につき	4,448円